



平成 27 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 フジコピアン株式会社
本社所在地 大阪市西淀川区御幣島五丁目 4 番 14 号
代表者名 代表取締役社長 赤城貫太郎
(コード 7957 東証二部)
問合せ先 執行役員 管理部長 上田正隆
電話番号 06-6471-7071

内部統制に関する基本方針の一部改訂のお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 15 日開催の取締役会において、下記のとおり内部統制システムに関する基本方針を一部改訂することを決議しましたので、お知らせいたします。
なお、主な改訂箇所を下線で示しております。

記

内部統制システムに関する基本方針

当社は、会社法および会社法施行規則ならびに金融商品取引法に基づき、以下のとおり「業務の適正を確保するための体制」および「財務報告の信頼性を確保する体制」の整備にかかる基本方針を以下のとおり定め、整備します。

- 1 当社及び当社子会社（以下、当グループといいます）の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社は、「倫理綱領」および「フジコピアン社員倫理行動基準」を当グループの各取締役が遵守しコンプライアンスの徹底を図ることを求めるとともに、取締役会において取締役の職務執行がそれに反していないことを監督しております。
全役職員に対する啓蒙活動として、「フジコピアン コンプライアンス ハンドブック」の適宜改訂、配布、全役職員対象のコンプライアンス講習会の開催をしており、コンプライアンス規程に従いコンプライアンス委員会を随時開催し、コンプライアンスプログラムの実行状況をモニターすることとしております。
会社に重大な影響をおよぼす事案に対する取締役の職務の執行に際しては、取締役会、常務会、運営会議、経営会議等において方針等を慎重に検討の後決定しております。

- 2 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制
取締役は、取締役会議事録、経営会議議事録や稟議決裁書類その他その職務の執行にかかる情報を取締役会規程、稟議規程、決裁規程、その他社内規程の定めるところに従い文書または電磁的媒体に記録し、適切に保存し管理しております。
取締役および監査役は、取締役のおこなった決定に関する情報、稟議書その他会社規程により定める文書を常時閲覧することができます。
- 3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
リスク管理規程に従い、代表取締役社長を委員長とするリスクマネジメント委員会を設置し必要に応じてリスク管理体制の見直しおよび事業継続計画（BCP）の定期的な改訂をしております。各部門から選出したメンバーによるリスクマネジメントワーキンググループが各部門の業務に付随したリスクの評価と対策を検討しており、リスクマネジメント委員会が全社的な視点でこれを補い具体的な活動の管理をしております。
取締役会は、定期的あるいは問題発生時にその状況につきリスクマネジメント委員会から報告を受け必要な対策や再発防止策を決定することとしております。BCPにつきましては毎年12月に改訂の可否を問わず見直しを定期的に行っているほか、随時、リスクマネジメント委員会の上申によりBCPの改訂を承認し、当社の事業継続体制の強化を図っております。さらに子会社のリスク管理につきましては、子会社管理規程に定める内部監査を通じて業務上のリスクの未然の防止に努めるものです。
- 4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
目標管理制度、予算制度により年度計画を明確化し、取締役会、経営会議等でこれを決定するとともに、その執行状況を追跡し必要な修正をおこない、また、取締役会においてその目的に沿った組織編成や人事をおこなうことにより効率的な職務の執行をおこなっております。
また、取締役の職務については職務権限規程、決裁規程、その他関連する規程の定めに従いその権限の明確化を図るとともに、職務の執行が効率的におこなわれる体制を確保しております。また、子会社管理規程に基づき決裁手続、決裁権者を明瞭にすることで当グループ全体の効率的な業務執行体制の確保を図っております。
- 5 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社は、「倫理綱領」、「フジコピアン社員倫理行動基準」を定めこれを社内にて徹底するとともに社内における内部通報制度を設けコンプライアンスに対する意識の日常化を図っております。
内部監査（および内部統制）を充実させるために社長直轄の内部監査部門の体制充実をおこない当社のみならずグループ各社の内部統制監査を通じてコンプライアンス活動を強化しております。
- 6 下記イ、ロ、ハ及びニの体制その他の当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
イ. 当社の子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
ロ. 当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
ハ. 当社の子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
ニ. 当社の子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社は、取締役会等において子会社管理規程に定めるとおり、子会社管理業務担当部

門長である管理部長より各子会社の業績、財政状態および重要な事項について報告を受けております。

また、上記ロ、ハ、ニについては前記第3項、4項および5項のとおりグループ一体となった体制を構築しております。

なお、海外子会社につきましては、所在国の法令規則ならびに商慣習等の遵守を優先させ、可能な範囲で本方針に準じた体制をとることとしております。

- 7 監査役がその職務を補助すべき使用人（補助使用人）を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、その内容につき協議のうえ要望に沿うよう取り計らうこととしております。
- 8 補助使用人の取締役からの独立性に関する事項
補助使用人を置く場合、取締役はその業務の性格に留意し、その人事上の異動や評価については監査役会の同意のうえでこれをおこないます。
- 9 監査役職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、
 - ① 当該使用人に対する指揮命令権は監査役にあることを確保し、
 - ② 上記にかかわらず、監査役以外からの当該使用人に対する業務執行命令が必要である場合には、監査役からの指揮、命令に背反するものでない限りかかる業務執行命令は有効なものとし、
 - ③ 当該使用人へ必要な調査権限、情報収集権限を付与するものとします。
- 10 下記イ、ロ及びハの体制その他の監査役への報告に関する体制
 - イ. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制
 - ロ. 子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員その他これらに相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制
 - ハ. 前各号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社および当社子会社の役職員は、当社の監査役会に対し法定の事項に加え当社および子会社に重大な影響をおよぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報内容を速やかに報告することとしております。
監査役から要求があった事項についても、資料の提供を含めその内容を報告することとしております。
当社は、監査役へ報告をおこなった当社および当社子会社の役職員に対し、当該報告をおこなったことを理由として不利な取扱いをおこなうことを禁止し、その旨を当社および当社子会社の役職員に周知徹底します。
- 11 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査役がその職務の遂行にあたり、会社法第388条に基づく費用の前払または償還等の請求をしたときは、当該請求が不適当なものであると認められた場合を除き、速やかに当該請求に応じるものとします。
- 12 その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
監査役に対し、必要に応じて弁護士、公認会計士など外部の専門家から監査業務にかかる助言を受ける機会を確保しております。

監査の実効性を高めるために監査役と代表取締役社長との間で監査上の諸問題等について定期的に話し合う機会を持っております。

13 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、「倫理綱領」および「フジコピアン社員倫理行動基準」ならびに「経営理念ハンドブック」および「コンプライアンスハンドブック」において反社会的勢力に対して毅然とした態度を取ること、および反社会的勢力とは一切関係を持たないことを定めております。

また、当社は、反社会的勢力による被害を防止するために「大阪府企業防衛連合協議会」および同協議会傘下の各種協議会に加盟しており各会で開催される研修会に積極的に参加し、企業防衛に関する必要な情報の収集に努めております。

万一、不当な要求があった場合には、警察署等と連絡を密に取り、不当要求には断固応じないという姿勢で取り組んでまいります。

なお、上記の体制整備については、今後も継続して改善および改良をおこない、より一層効果のある体制を構築するものとします。

以上